

府中市コミュニティバス運行検討調査報告書
「提言書」

平成 19 年 2 月

府中市コミュニティバス検討協議会

府中市コミュニティバス運行改善提言

☆要旨

1 コミュニティバス運行の主旨に沿った改善を行う。

　コミュニケーションバスの運行目的を基本に考え、次のとおり改善に向けた趣旨を提言する。

① コミュニティバスを導入運行することで、環境悪化（CO₂排出等の増加）や交通問題の改善に寄与する。

② 移動に制約を伴っている方々の社会活動機会の増大に寄与する。

③ 交通不便地域を減らし、市内の買物施設・公共施設へのアクセス性を高めることで、まちづくりに寄与する。

2 運行料金は原則100円とする。

3 運行ルートは、今回は現行4ルートからの延伸のみとし、廃止・新設は行わない。

4 新規車両の購入時は、環境負荷低減やバリアフリー化に配慮した車両を導入する。

5 改善策については、優先項目から順次達成する。実施については計画を別途作成し、毎年進捗状況に応じて見直しを行う。

6 検討協議会は、市民参加のもと2年ごとに開催し、提言の進捗状況の報告を受け、市長に新たな状況の変化に応じた提言を行う。

　毎年の改善進捗状況、および市長への提言内容などについては広報紙およびインターネットで速やかに公表する。

☆ 改善策の提言

I 移動に制約を伴っている方々への配慮について

移動に制約を伴っている方々と健常者が、ともにコミュニティバスを気持ちよく利用できる体勢構築を推進すること。

既存の公共交通に対しても、範となる運用を行うことで、府中市全体交通機関のバリアフリー化を推進すること。

- 1 バス車内の広報機能（掲示・テープでの案内など）で、障害者・高齢者など移動に制約を伴っている方々の存在とその方々への配慮を乗客へ呼びかけること。
- 2 移動に制約を伴っている方々に配慮したバス運行を徹底すること。
- 3 視覚・聴覚・知的障害者の方々への配慮を推進すること。
- 4 障害者の介助者の乗車については、他の公共交通機関との整合性に配慮しながら、料金の割引及び免除を検討すること。

II 交通不便地域の解消などの対応について

健常者の利用も含めた「交通不便地域の解消」「バス運行サービスの改善」のため、以下の優先順位でバスルートの延伸、サービス内容などの改善を推進すること。

1 バスルートの延伸

- (1) いきいきプラザ近くへのルート巡回とバス停の設置
- (2) 多磨町ルートの延伸、是政ルートの延伸、南町・四谷ルートの延伸（①日新通り・四谷6丁目方面への延伸、②四谷1丁目への延伸、③中河原駅での「南町ルート」と「四谷ルート」との分割等）
- (3) 北山町ルートの延伸、南町・四谷ルートの矢崎町方面への延伸、押立4・5丁目方面への延伸

2 始発・終発時刻の延長

路線バスとの運行目的の相違に配慮しながら、次の点を検討すること。

- 利用状況の頻度の高い「是政循環（府中駅発）、北山循環（府中駅発）、多磨町ルート（多磨町発）」については、順次、運行時間の始発7：00を検討すること。
- 「是政循環（府中駅発）、多磨町ルート（多磨町発）、南町ルート（中河原駅発）」については、順次、終発20：00を検討すること。

- その他の系統についても、利用状況に応じて、始発・終発の見直しを検討すること。
- 3 時間ごと、ルートごとの運行本数の増加
- 現状の運行間隔30分については、混雑する時間帯や路線など利用状況を確認したうえで、20分間隔での運行本数の増加を検討すること。
- 4 イベントなどに特定な日時の需要に対応し、臨時便を適宜運行すること。

III 施設整備について

- 1 新規車両の購入時は、天然ガス燃料車などの環境負荷低減や低床式車両などバリアフリー化に配慮した車両を導入すること。
- 2 府中駅のバス停については、4系統の乗車待ち列がわかりやすいよう配置を改善する。
- 3 バス停間隔の長い「美好地区」へのバス停新設については、地元の合意形成を得た後に設置すること。
- 4 ベンチ・上屋の設置は、安全面や管理形態の確保及び利用者のニーズを確認し、設置を検討すること。

IV 料金設定について

- 1 一律100円とすること。ただし、障害者の介助者の乗車については、他の公共交通機関との整合性に配慮しながら、料金の割引及び免除を検討すること。

V 広告宣伝について

- 1 車内広告・バス停では、「障害者・高齢者などへの配慮呼びかけ」「府中市の各種行事のPR」の他に「一般企業の広告宣伝」を入れて実施すること。
　公共バスの広告掲出基準を準用し、「政治」「宗教」「たばこ」「風俗営業」などの広告は受け入れないこと。
- 2 ラッピング広告などの車外広告については、一目でわかるコミュニティバスの外観を維持することで、知的障害者などの誤認を防止するため、当面は行わないこと。

VI 今後の検討協議会の運営について

- 1 「目標・計画の数値化した設定」「検証・評価基準の明確化」で、市民の望むサービスを少しでも早く、より良い仕組みとして安価に提供しようとする姿勢が望まれる。
- 2 検討協議会は、市民参加のもと2年ごとに開催し、提言の進捗状況の報告を確認・点検し、市長に新たな状況の変化に応じた提言を行うこと。
毎年の改善進捗状況、および市長への提言内容などについては広報紙および府中市ホームページ等で速やかに公表すること。
- 3 コミュニティバスの運行主旨に沿った討議を行い、
 - (1) 環境悪化(CO₂排出等の増加)や交通問題を改善する
 - (2) 移動に制約を伴っている方々の社会活動機会を増やす
 - (3) 交通不便地域を減らし、市内の買物施設・公共施設へのアクセス性を高めることでまちづくりに寄与するのテーマごとに、達成度合いを検証評価すること。
- 4 市民へのアンケートを行うときは、分析結果活用の方向につき十分な検討協議の後に行うこととし、個人情報の使用についても、法令の主旨を配慮した上で実施すること。

VII その他

- 1 公共交通不便地区のうち、企業バスの運行でカバーできる場合は、事業者の協力と行政の許認可条件緩和の可能性を確認し、運行協力の依頼を検討すること。
- 2 国分寺市、調布市、三鷹市などの隣接市を通過または影響があると考えられるルートについては、隣接市担当間での調整を行うこと。